

## 総会（第6回）議事録

1 開催日時 令和7年9月26日（金）14時00分～15時00分（議案審議）

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員（31名）

○農業委員（17名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳      2番 城山 正巳      3番 原口かよ子      4番 山口 明美  
7番 一瀬 晃      8番 福田 文夫      9番 川副 博司      10番 朝長 洋市  
11番 田添 利弘      12番 開田 陽子      13番 渡邊 和秋      14番 富岡 勝真  
16番 山田 武人      17番 岩崎 義秀      18番 児玉 賢治      19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（14名）

1番 岩崎 照美      2番 松尾 慎二      4番 小川 國治      5番 笠寺 幸雄  
8番 藤本 雅彦      9番 山浦 弘之      10番 山上 傳      11番 井本 忠之  
12番 井川 春彦      14番 瀬戸口裕子      15番 森 良広      16番 野田 善則  
17番 山本 治義      18番 小川 良一

4 欠席委員（7名）

○農業委員（2名）

5番 田川 康浩      6番 渡邊 重徳

○農地利用最適化推進委員（5名）

3番 小野 重幸      6番 富浦 春男      7番 林 敏弘      13番 久保 和幸  
19番 山口 周次

5 議 題 別紙、総会議案目録のとおり

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 坂上 正信、前田 哲弘

職員 梶原 良太、高柳 佳祐

1 開会

○事務局

ただいまから「令和7年度第6回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

○会長

<会長挨拶>

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

#### ○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、5番田川康浩農業委員、6番渡邊重徳農業委員、3番小野重幸推進委員、及び7番林敏弘推進委員から欠席の届けがあります。6番富浦春男推進委員13番久保和幸推進委員、及び19番山口周次からも欠席の届けがあります。

#### 4 議事録署名人指名

##### ○議長

次に、本日の議事録署名人を、9番川副博司農業委員、10番朝長洋市農業委員にお願いします。

#### 5 議事

##### ○議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積312㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、4ページの3条許可申請2番と関連があります。

2番鈴田、大里町の農地、地目田、面積807㎡です。契約者は、記載のとおりです。

3番松原、松原1丁目の農地、地目畑、合計面積1,605㎡です。契約者は、記載のとおりです。

4番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積613㎡です。契約者は、記載のとおりです。

5番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積1,509㎡です。契約者は、記載のとおりです。

2ページをお願いします。

6番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積1,336㎡です。契約者は、記載のとおりです。

7番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積723㎡です。契約者は、記載のとおりです。

8番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積1,377㎡です。契約者は、記載のとおりです。

9番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積2,280㎡です。契約者は、記載のとおりです。

10番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積928㎡です。契約者は、記載のとおりです。

11番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積1,922㎡です。契約者は、記載のとおりです。

以上です。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、3ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、大里町の農地、地目田、面積807㎡です。契約者は、記載のとおりです。

2番福重、寿古町の農地、地目田、面積1,899㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、9ページの促進計画5番と関連があります。

3番松原、松原の農地、地目畑、合計面積1,605㎡です。契約者は、記載のとおりです。

4番松原、松原の農地、地目畑、合計面積10,688㎡です。契約者は、記載のとおりです。

以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

4ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、西部町の農地、地目畑、面積426㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が新規就農して売買により農地を取得して営農開始するものです。本年8月15日に農地転用許可を受け、隣地に住宅を建築移転される方です。譲受人は農業未経験

者であります。親戚の譲渡人の指導を受けながら、ミカン、タマネギ等露地野菜を計画しています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地内の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

先日4人で確認をしてまいりましたが、事務局からの説明のとおり、8月の総会におきまして農地転用がございましたけれども、その隣接の農地ということで、この方は鈴田の方で鈴田地区農業委員のお知り合いで指導を受けながらされるということでした。特別現地の状況としても問題ありませんでしたので、みなさんのご審議をお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦は許可することとします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積312㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、2番三浦から4番まで関連した内容になります。以前から、譲受人がそれぞれ管理していた農地を地籍調査の完了を機に交換されるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

この土地は、譲渡人のお母さんが畑を作って管理されておりましたが、今年他界され

ました。それで相続人から、今回、譲受人に譲渡する。譲受人が管理して20年以上経っておりますし、今回は贈与ということで問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

2番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦は許可することとします。

続いて、3番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番三浦、今村町の農地、地目畑、面積1,007㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、3番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

この土地は、譲渡人のお父さんが15年ぐらい前までみかん畑として管理されてましたが、3年前に他界されました。譲受人とは、いところ同士であります。今回贈与ということで、何ら問題ないと思います。みなさんのご審議をお願いします。

○議長

3番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番三浦は許可することとします。  
続いて、4番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番三浦、今村町の農地、地目畑、面積344㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、4番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

ここは昔、交換した土地であるということで、今回、話し合われて了解済ですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

4番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
4番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番三浦は許可することとします。  
続いて、5番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番大村、赤佐古町の農地、地目畑、面積837㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が新規就農して、自宅隣地の農地を売買により取得して営農開始するものです。譲受人は農業未経験者ですが、譲渡人の農機具を借用、指導を受けながら、根菜、葉野菜を計画しています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振外の農地です。

○議長

それでは、5番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

農地を買って新規就農ということで問題ないのですが、生産性のない土地でして。まあ問題はないと見てきましたが、現地の写真を見ると半分ぐらいしか使えないような、梅の木とか雑木があってですね。特に所有権の移転に関して問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

5番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、5番大村は許可することとします。

次に、5ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村、桜馬場2丁目の農地、地目畑、合計面積1,414㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が経営する、申請地隣地の社会福祉法人施設の建設のため、現場事務所及び駐車場として2年間一時転用する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、周辺はブロックや石垣で囲まれており土砂流出の恐れはないとしています。砕石舗装仕上げで、雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水は、仮設トイレのため発生しないとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

周辺には農地等ありません。こちらの方を借りられて農作されて、今回駐車場になるという流れになっています。個人的にはもやっとする思いがあるんですが、法律上の問題もなく転用できると思いますのでご審議をお願いします。

○議長

1番西大村について、ご質問等はありませんか。

○委員

西大村地区ではふさわしいということですが、社会福祉法人が昔農地を取得されておりました。この理由についてお伺いします。これが第1点目です。

社会福祉法人が当時取得された理由は、入所者の作業場としてで、今度はどこかに買われる予定があるのか、の2点をお願いします。

ここを施設の就農訓練場か何かとして取得したときの説明をお願いしたいということと、ここを埋めてしまえば、ここの他に探される予定があるのか心配をしております。

○事務局

現地は、横の建設現場の駐車場及び現場事務所の2年間の一時転用ということですので、工事完了後はまた農地に戻すこととなります。

質問がありました、社会福祉法人の農地取得についてです。こちらは法律上要件があります。入所者の就農支援や補助としての農地の所有は、法律上許されているところでございます。ということで、この他の農地を探すのは当然ないという回答になるかと思えます。

○委員

「現場事務所（一時使用）」と書いてありますが、また元に戻すわけでしょう。間違いなく。それを心配しています。ずるずる行くんではないかと。しっかり元に戻してもらおうようにと。

○事務局

法律上、一時転用は許されております。戻さない場合は違反転用という事案になりますので、地区の委員さんの見守りの中で、もし違反ということになれば、事務局の方にご一報いただいで指導という形になろうかと思えます。現時点では計画段階ですので、違反ありきのお話はできないかと思えます。

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

次に、6ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、大里町の農地、地目畑、面積115㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、寄付です。

本件は、譲受人が神社の参拝者用駐車場3台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。碎石舗装で、雨水排水は自然流下。隣接する農地が北側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

特段問題はありません。

○議長

1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番鈴田は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

木場2丁目の農地、地目田、合計面積1,396㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

当該申請地は、本年5月27日開催の本総会における、農用地区域から除外の承認により、8月19日に市の農業振興地域整備計画の変更承認が得られています。

本件は、譲請人が資材置場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地で集落接続が認められます。

被害防除計画では、現状のまま利用。砕石舗装で雨水は、南側市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接する農地が、東側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

本申請は、第1種農地内の1,000㎡を超える転用案件のため、来月10日に開催される常設審議委員会への諮問案件となります。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

事務局から説明があったとおりです。雨水、排水については問題なく、周りの農地へも影響がないということで見えてまいりました。よろしく願いいたします。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

久原2丁目の農地、地目畑、面積36㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、簡易追認案件となります。顛末書によると、相続された農地で経緯が不明であるが、昭和34年頃に使用借人の住宅建築に際して侵入道路がなく、分筆前の農地の一部に通

路を作って現在に至るとしてあります。

今回是正のため転用許可を受け、使用借人が自宅進入道路として利用する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.2mから0.6m、盛土なし。コンクリート舗装、法面保護を施すとしてあります。雨水排水は、自然流下。隣接する農地は、使用貸人の畑が南側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認してあります。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

今の事務局からの説明のとおりでございます。ここは建物はなくて道路として利用されるため、周りにも影響を及ぼすことはないということで見えてまいりました。みなさんのご審議お願いいたします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

竹松町の農地、地目畑、面積301㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、土留め工事を施すとしてあります。雨水排水は、西側の道路側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農

地は、南北にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

ここは畑が3つに分かれていたんですが、真ん中が申請地ということです。土留めとか対策は取られているんで、問題はないかなと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長

4番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。

続いて、5番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

鬼橋町の農地、地目畑、面積2,065㎡。併用地である、譲渡人所有の公衆用道路の一部を含む全体面積は、2,067.26㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地8区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.3mから0.6m、土留め工事を施すとしております。盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。雨水排水は、開発道路に水路を設け、東側の道路側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしております。隣接する農地が、南側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今事務局が説明されたとおりですけれども、周辺はほとんど宅地になっていますが、南側に1カ所農地が、30センチぐらい高いところにありますので、そこからの雨水が今までは自然流下でございましたが、土留めになると逆に水が溜まるのではないかと事務局に確認をしましたところ、そこに枡を設けて道の雨水路に流れるようにして水が溜まらないようにしますと回答を得ておりますので、心配ないかと考えています。

○議長

5番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。  
<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。  
続いて、6番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今富町の農地、地目田、面積402㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、贈与です。本件は、子である受贈者が、自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。  
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。敷地はコンクリート敷き、雨水排水及び汚水、生活雑排水の合併浄化槽処理水は、里道に配水管を布設して市道坂口皆同線沿いに流れる用水路へ放流。水利組合長から同意書が提出されています。周辺は水田がありますが、隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今事務局から説明があったように、これは親子関係の贈与でございます。長男さんが相続

をされて家を建てられます。当初の合併処理の排水の問題で水利組合長と話をしまして、一度はダメですよということで判断したんですけれども、変更をされまして先ほどタブレットの中にありましたようにちょっと50mぐらい伸ばして大きい水路の方に合併処理浄化槽の水を流すということで水利組合長と話をしまして、許可を水利組合長からもらったという経緯がある事案でございます。後は問題ないかと思っておりますので、ご判断をよろしく願います。

○議長

6番福重について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番福重は、許可相当とします。

続いて、7番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今富町の農地、地目田、面積1,240㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が特定建築条件付売買予定地4区画、位置指定道路を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.6m、擁壁を設けるとしてあります。盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。雨水排水は、開発道路に水路を設け、既存開発地の道路側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、北側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここは、タブレットの中では上の方が田んぼとなっていますけれども、梨園でございます。ここに埋め立てられると困るんじゃないかということで、梨園の地主さんに確認をしま

した。週に1回ぐらいは梨園は防除をされまして、防除するときは今までも、新しく来た人には「防除しますよ」と電話をしてみると、今後もそれをやっていかないといけないのかなと、半分あきらめでございます。そういうことで、隣接地の農業者には許可をとっておりますので、ご判断をよろしくお願いします。

○議長

7番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。

8番福重を議題とします。ここで、お諮りします。8番福重は、8ページの第4号議案1番福重と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、8番福重、第4号議案1番福重は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、8ページからご説明します。

第4号議案1番福重、福重町の農地、地目畑、合計面積617㎡。申請者は記載のとおりです。

本件は、当初転用者が平成元年4月に転用許可を受け、借家長屋住宅を建築する計画でしたが、造成費用、建物建築費用が高騰して資金不足のため断念されたため、継承者が特定条件付き売買予定地1区画を造成する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

7ページをお願いします。8番福重、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が特定条件付き売買予定地1区画を造成する計画です。申請面積が、一般住宅用地の500㎡を超えており、法面部分の25㎡を除いた、有効面積が592㎡とな

ります。現地は、過去転用許可を受け造成を終えており、超過面積部分について農地復旧が困難なこと。また、隣接道路が位置指定道路の範囲外であり、分譲を2区画としても建築許可が下りないことを市建築課に確認しています。以上の理由から、妥当性が認められません。

被害防除計画では、現状のまま利用、コンクリートブロックを設けるとしてあります。雨水排水は、東側の道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番及び第4号議案1番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今事務局から説明があったとおり、以前農地転用の許可があった訳ですが、諸般の事情でどうしても利用できないということで、今回計画変更で、不動産業者に売ろうという形になっているようです。他にも、今説明があったとおり諸々問題があるようですが、5条の転用については、周りが宅地で片方が山林ということで、被害を及ぼすことはないと思います。そういうことで妥当であるという意見でございますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

8番福重及び第4号議案1番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番福重及び第4号議案1番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番福重は許可相当とし、第4号議案1番福重は、承認相当とします。

続いて、9番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

草場町の農地、地目畑、合計面積615㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、先月の違反転用議案で、擁壁及び雨水排水設備等の事前着工に関し、追認許可相

当の意見について判断いただいた案件です。9月2日に、県から追認許可相当の判断があり、今回の転用許可申請となります。内容は、譲受人が特定条件付き売買予定地2区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内道路に水路を設け南側の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここについても問題があって、今説明があったとおり、保留になってた訳ですが、今回追認許可相当の判断が下されて今回再度5条の転用申請が出されたわけでございます。場所については何ら問題がないところでございます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

9番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番福重は、許可相当とします。

次に、9ページ。第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」の中で、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の出席を認めます。なお、該当する議案について

は議長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。

それでは、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

本議案は、6件の集積配分計画となります。

1番鈴田。利用権を設定する農地は、大里町の農地、面積1451㎡。借入申込者は、ブロッコリーを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

2番西大村から4番西大村まで。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、ブロッコリーを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

5番福重。利用権を設定する農地は、寿古町の農地、面積1,899㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

6番福重。利用権を設定する農地は、今富町の農地、面積1,759㎡。借入申込者は、馬鈴しょを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

本件の9月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案は計画のとおり要請することとします。

以上をもちまして、本日の議事を終了します。